

第67回 地方分権改革有識者会議
第192回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事概要

開催日時：令和8年8月5日（水）10：00～11：34

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕市川晃座長（司会）、高橋滋座長代理、足立泰美議員、伊藤正次議員、大橋真由美議員、後藤玲子議員、勢一智子議員、谷口尚子議員、沼尾波子議員、三木正夫議員、村木美貴議員、山下良則議員

〔提案募集検討専門部会〕大橋洋一部会長、勢一智子部会長代理、伊藤正次構成員、高橋滋構成員（勢一智子部会長代理、伊藤正次構成員、高橋滋構成員は、地方分権改革有識者会議議員と兼務）

〔政府〕井上裕之内閣府事務次官、橋本憲次郎内閣府地方分権改革推進室長、藤原俊之内閣府地方分権改革推進室参事官、平賀剛内閣府地方分権改革推進室参事官

議 題：

- （１）令和8年の提案募集方式等について（重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び専門部会におけるヒアリングの状況等）
 - （２）その他
-

1 冒頭、井上内閣府事務次官、橋本内閣府地方分権改革推進室長及び藤原内閣府地方分権改革推進室参事官から以下の趣旨の挨拶があった。

（井上事務次官）皆様におかれては、日頃から地方分権改革の推進に御尽力を賜り、深く感謝申し上げます。特に提案募集検討専門部会におかれては、関係府省庁や地方三団体からのヒアリングを行い、精力的に御議論いただいております、重ねて御礼申し上げます。

本日は、令和8年の募集提案について、関係府省庁からの1次回答の状況を踏まえ、今後の進め方などを御審議いただくこととしている。政府としては、持続可能な地方行財政の確保に向けて、自治体の事務の簡素化や地域における行政サービスの維持などを進め、地方分権改革に取り組むこととしている。地方からの提案をいかに実現するかという基本姿勢に立って、頂いた提案について丁寧に対応し、引き続き最大限の実現を図っていく。

本日の御議論も一層の御尽力をよろしくお願い申し上げます。

（橋本室長）8月4日付で地方分権改革推進室長を拝命した橋本である。7年前、当室で参事官をさせていただいており、今後とも先生方の引き続きの御指導をお願い申し上げたい。

（藤原参事官）同総括担当参事官の藤原である。当室は初めての勤務になるが、是非先生方の御指導をいただければと思っているので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

2 次に、議題（１）「令和8年の提案募集方式等について（重点事項に係る関係府省からの第1次回答及び専門部会におけるヒアリングの状況等）」に関して、大橋部会長及び藤原内閣府地方分権改革推進室参事官から説明が行われ、その後意見交換が行われた。概要は以下のとおり。

（大橋部会長）関係府省庁及び地方三団体からのヒアリングの検討状況を報告し、今後の進め方について説明す

る。

関係府省庁ヒアリングでは、6月の有識者会議において重点事項として選定いただいた36事項のうち、代表的な21事項に絞り、その内容を検討した。

現在、自治体の担っている事務について、国、都道府県、市町村のそれぞれどこが分担するのが日本の統治システムとして合理的なのかという観点からの見直しをしている。

例えば、現在では市区町村が障害年金を含む国民年金事務を担っているが、その理由として、市町村が住民に近いこと、当該事務は転入届、国民健康保険料に関する手続き等と一体処理できることが言われてきた。しかし、現在ではマイナンバー情報連携により、年金の手続きにあたって必要な情報は日本年金機構で入手できる。一方で、日本年金機構しか持っていないような情報があつて、市町村に相談があつても対応できず、住民が年金事務所と市町村の間を行ったり来たりすることがある。また、短い人事異動で働く市町村の職員にとって、年金事務が難し過ぎる面がある。そこで、日本年金機構で年金事務を一元的に担うことはできないのかという提案が出ている。年金機構の人手不足等を理由として、厚生労働省から抵抗があるが、事務の一元化や、日本年金機構の職員が市町村窓口に支援を行う体制作りについて現在議論している。

同じような問題として、市町村がクマ対策の業務を担っているが、市町村に専門人材がいるような体制にはなっていない。例えば、人口5万人の都市であると、担当職員が1人で、クマ対策のほかに林業も兼ねている。法律には都道府県が支援できるとされているが、連携がうまくできておらず、市町村が孤立してしまっている。例えば、計画策定や指導、研修をしていただく形で都道府県に積極的な役割を果たしてもらい、重点を移すような提案も議論している。

また、力を入れているフォローアップ案件についても御紹介したい。例えば、特別支援学校の就学奨励金については、法律上、保護者に支給すると書いてあるため、そこを限定的に解釈され、実際には親権を行使している監護者にはそのようなお金が渡らない。文部科学省からは未成年後見人制度を使えばいいのだと言われており、昨年から議論してきた。そこで、文部科学省に全国的な実態調査をしていただいたところ、実際に支給に至っていない事例があり、未成年後見人制度が選任に一定の困難があるということだった。そういう実態を踏まえ、実際には監護者にもお金が渡るよう、予算措置として実現するよう議論している。

補助金の問題については、市町村の国庫補助金給付事務に関して、その給付先に不正受給等を行う事業者がいて欠損金が出た場合、最後の給付の責任、返還は市町村が担うという事例が多く見られた。そこで、補助金適正化法等の法律に配慮規定を設けてほしいと議論してきたわけだが、事務局の調査の結果、個別の案件で、補助金の欠損が出た事例では市町村の責任を問わないという補助金の交付要綱が存在することを確認したため、それを参考に、同じような取扱いをしてもらいたいと議論を続けている。

また、地方三団体ヒアリングにおいて、全国知事会、全国市長会、全国町村会から人材不足の問題や全国一律基準の弊害という問題の御指摘があつた。また、計画の統廃合の問題ないしは経理事務の廃止には引き続き積極的に取り組んでももらいたいという御意見を頂いた。また、我々が行っているような個別案件に留まらず、横断的な改革を行っていただきたいという御示唆を頂いた。

加えて、ある提案について、賛成の市町村がある一方で、消極的な市町村もあつたため、積極的な自治体にはやってもらうような提案実現の仕方もあると当部会も受け止めており、是非三団体からもそういう案件も提案に出していただきたいと議論させていただいた。

今後は、本会議終了後に事務局から関係府省庁に再検討の要請を行い、提案団体や地方六団体からの御意見及び重点項目に係る主な再検討の視点を関係府省庁にお示しする。

9月中旬には2次ヒアリングを行い、年末の対応方針の決定に向けて議論を詰めていく。

今年も更に論点を整理して、地方の提案が1つでも実現できるように検討したいと思う。

(市川座長) 続いて、事務局から重点事項に係る関係府省庁からの1次回答の状況や主な再検討の視点等について御説明いただく。

(藤原参事官) 資料1について、前回の合同会議で決定していただいた36の重点事項一覧で、共同提案団体や追加共同提案団体を含めた団体数を記載している。

続いて、資料2について、関係府省庁からの1次ヒアリングで指摘や聴取した情報、関係府省庁からの1次回答等を踏まえ、全ての重点事項について再検討要請に向けた再検討の視点をまとめたところである。この場ではヒアリングを行った事項を中心に御説明をさせていただく。

大きな項目の1つ目、事務処理方法の見直しに関する事項である。

重点項目1、覚醒剤取締法に基づく事業者等の申請・届出等に係る都道府県経由事務の廃止を求める提案である。関係府省庁からの1次ヒアリングでは、覚醒剤製造業者等に対する指定書の交付等について、都道府県経由事務を廃止する方向で検討し、その他の申請等の事務についても、申請等の内容を都道府県において閲覧可能とするため、e-Govによるオンライン化について検討を行った上で、都道府県経由事務の廃止を検討するとの回答があった。再検討の視点としては、経由事務廃止について、次期地方分権一括法での法改正を視野に検討を進めること及びe-Govによるオンライン化の早期実現について検討を求めるものである。

重点項目3、住所変更等に伴う身体障害者手帳等の記載事項変更の届出の廃止等について、横断的に見直しを行うことを求める提案である。関係府省庁からの1次ヒアリングでは、住民基本台帳法上の届出があった場合には個別法の届出とみなすといった方法を含め、どのような方法がよいのか検討を行うとの回答があった。また、障害児福祉手当等について、職権対応する場合の課題などに係る自治体の調査を行い、その結果を踏まえて検討を行うとの回答があった。再検討の視点として、住民基本台帳法上の届出を個別法の届出とみなす方法のほか、行政機関が住基ネットを通じて情報を参照することにより、個別法の届出義務を免除する方法、その他の方法も含め、関係府省庁との十分な調整の上での検討を求めるものである。

重点項目4、所得税等軽減に係る住宅用家屋証明及び住宅耐震改修証明の廃止を求める提案である。関係府省庁からの1次ヒアリングでは、長期優良住宅等の認定通知書は計画どおりに建築されたことを証明するものではないため、住宅用家屋証明書による確認が必要であること。また、住宅耐震改修証明書の発行は自治体の裁量に委ねられているところ、建築士等が発行する増改築等工事証明書の取得には一定の費用負担が生じることも踏まえると、一律に証明事務を廃止することは適当ではないとの回答があった。再検討の視点として、住宅用家屋証明書については、登録免許税申請時に登記所へ提出した当該証明書の情報を記録簿等に残し、確定申告時に活用するなど、自治体の負担軽減に向けた具体的対応を検討いただきたいこと。住宅耐震改修証明書については、証明書発行に係る確認方法や手順をより具体化して示すなど、事務負担軽減方策等の検討を求めるものである。

重点項目5、被相続人居住用家屋等確認申請書における市町村の確認の省略及び添付書類の簡素化を求める提案である。関係府省庁からの1次ヒアリングでは、税制特例の適用対象となる空き家に密接に関わり、必要に応じて実態調査が可能な市区町村において本確認事務を行うことが最も適切であると考えているが、事務負担軽減を図る観点から、令和9年度税制改正要望等の機会において検討を進めていくとの回答があった。再検討の視点として、まずは被相続人居住用家屋等確認申請書の発行に係る対応も含め、税務署への窓口を一本化すること、税務署と市区町村の間の書類の申請状況の共有を通じた申請者における添付書類の簡素化をすること等について検討を求めるものである。

重点項目7、特定商取引法における複数の都道府県にわたる消費者被害事案について、国での対応を原則と

するよう、役割の明確化を求める提案である。関係府省庁からの１次ヒアリングでは、複数の都道府県にわたる消費者被害事案について、都道府県との必要な連携体制の在り方も含め、連携強化を図るとともに、都道府県とのコミュニケーションをより深めていくことを検討するとの回答があった。再検討の視点として、国が対応すべき事案の具体的なメルクマールを策定し、国及び都道府県間で共有するとともに、共同調査・共同処分の要請があった際の手順など、国と都道府県の連携に係るルール作りについて、法令への明示を含め、検討を求めるものである。

重点項目８、市区町村が行う障害年金を含む国民年金事務の日本年金機構への一元化を求める提案である。関係府省庁からの１次ヒアリングでは、市区町村窓口は住民に身近であり、関連する事務手続が行えることから住民の利便性が高いこと、日本年金機構には厳格な定員管理があること等を踏まえ、窓口の日本年金機構へ一元化は困難との回答があった。再検討の視点として、窓口分散等により住民・職員双方にとって非効率になっていること、オンライン化により市区町村窓口の優位性が低下していること、市区町村では職員数が減少する中で持続可能な行政サービス提供が課題となっていることから、日本年金機構で担える業務を同機構で行うことなど、具体的かつ抜本的改善策の検討を求めるものである。

重点項目９、国有林野に係る保安林内作業許可及び代替施設の設置確認等の実施主体の見直しを求める提案である。関係府省庁からの１次ヒアリングでは、保安林の保全・管理に係る事務については、国有林・民有林の区別なく都道府県知事が行うこととしており、国有林野に限り国の事務とすることは適当ではないとした上で、国職員の实地調査の際の設置状況写真など調査結果を提供し、都道府県事務の軽減に努めるとの回答があった。再検討の視点としては、地方行政の現状を踏まえて、今日的に適切な事務分担の議論により、国有林野における手続を一貫して管理主体である国が行う形に見直すよう、検討を求めるものである。

重点項目10、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止計画の策定等の主体に都道府県を追加することを求める提案である。関係府省庁からの１次ヒアリングでは、都道府県が市町村の代わりに鳥獣被害対策を行うことや、都道府県が専門人材を確保し、鳥獣被害対策に関して指導や研修を実施することは、現行制度上可能であるとの回答があった。再検討の視点としては、都道府県が実施する枠組みを作るだけでなく、都道府県と市町村の間で適切かつ持続可能な役割分担がなされるための取組や、都道府県の広域的かつ主体的な役割を法律上明確化すること等の制度的な見直しについて検討を求めるものである。

重点項目15、二級建築士等試験に係る審査・実施体制の見直しを求める提案である。関係府省庁からの１次ヒアリングでは、合格基準の決定等に関する事務は国が画一的に行うべきではないが、都道府県建築士審査会の開催については、今後、提案団体のヒアリング等を実施し、事務負担軽減の方法を検討するとの回答があった。再検討の視点としては、２次ヒアリングまでに自治体へのヒアリング等を実施した上で、本提案で求める措置のほか、合格基準の決定等に関する事務の指定試験機関への委託、都道府県建築士審査会の開催に係る事務負担の軽減方策についても検討することを求めるものである。

重点項目18、認定特定行為業務従事者認定書等のデジタル資格者証への移行を求める提案である。関係府省庁からの１次ヒアリングでは、都道府県ごとに申請様式や外部委託の状況が異なることを踏まえ、国家資格等情報連携・活用システムの活用については、都道府県の実態を把握した上で検討するとの回答があった。再検討の視点としては、都道府県に対する実態調査を踏まえ、委託事業者も含めた国家資格等情報連携・活用システムの活用及びデジタル資格者証を認定証の原本と位置付けることの検討を求めるものである。

重点項目19、マイナンバー利用事務に不動産登記事務を追加すること等を求める提案である。関係府省庁からの１次ヒアリングでは、総務省より、市町村の負担軽減の観点から、不動産登記事務がマイナンバー利用事務となるよう、関係府省庁と連携していく、法務省より、登記所から市町村への通知事項にマイナンバーを追

加することは、地方税の課税の観点から検討される必要があるとの回答があった。再検討の視点としては、所有者不明土地等対策の観点から、不動産登記制度においてもマイナンバーの活用は有効であり、法務省と関係府省庁が連携し、制度面及びシステム面における必要な措置の検討を求めるものである。

重点項目20、こちらは都道府県労働委員会委員の任期の見直しを求める提案である。関係府省庁からの1次ヒアリングでは、委員候補者の安定的な確保、人材の適格性の確保及び労働委員会制度等における一貫性の観点から、委員の任期は引き続き2年とすることが適当であるとの回答があった。再検討の視点としては、2次ヒアリングまでに各都道府県労働委員会や関係者への実態調査、意見聴取等を実施した上で、都道府県労働委員会の任期を条例に委任する方法も含め、関係者間で丁寧な合意形成を図りつつ、検討することを求めるものである。

重点項目21、住所公告の廃止を求める提案である。まず、都市再開発法第28条第1項及び第2項に基づく公告における理事長の住所の記載内容の見直しを求めるものである。関係府省庁からの1次ヒアリングでは、個人情報保護の観点と都市再開発法第28条第1項、第2項の制度趣旨を考慮した上で提案内容の実現可否を検討するなどの回答があった。再検討の視点としては、類似する土地区画整理事業では既に組合の理事の住所公告の見直しが行われていることから、市街地再開発事業についても同様の検討を行うこと等を求めるものである。

次に、土地区画整理法施行令第21条で規定する選挙人名簿の公衆への縦覧の対象範囲の見直しである。こちらは関係府省庁からの1次ヒアリングでは、個人情報保護の観点と土地区画整理法施行令第21条の制度趣旨を考慮した上で、提案内容の実現可否について検討するとの回答があった。再検討の視点としては、当該規定の主な趣旨は、選挙期日以前における選挙人名簿の正確性担保であり、選挙期日以後はその趣旨が外れることから、公職選挙法における選挙人名簿の縦覧制度廃止も参考にしつつ、見直しの検討を求めるものである。

重点項目22、港湾・空港関係の補助事業に係る繰越事務の権限を国から都道府県に委任することを求める提案である。関係府省庁からのヒアリングでは、繰越事務の都道府県への委任に当たっては、関係都道府県及び市町村等の意向を確認した上で進めていくこととしたいとの回答があった。再検討の視点としては、国土交通省所管事業のうち、港湾事業及び空港事業以外については既に繰越事務の委任が可能となっていることを踏まえ、これらの事業についても速やかに委任が可能となるよう、意向等調査の結果を踏まえた対応を求めるものである。

大きな項目の2つ目、地域におけるサービスの維持・向上に関する提案である。

重点項目26、看護師学校養成所の専任教員配置基準の緩和を求める提案である。関係府省庁からの1次ヒアリングでは、看護師養成所においては、学生の指導に支障を来さないために看護師資格を有する専任教員8名以上の配置を求めているが、地域における必要な看護師を持続的に養成する体制を確保しつつ、教育の質が保たれるよう、看護師養成所の統廃合及びサテライト化を進めるに当たっての課題への対応や体制整備について今後検討していくとの回答があった。再検討の視点としては、地域の看護師養成所の実情に応じた専任教員の配置が可能となるよう、専任教員の配置基準を参酌化することや、統廃合・サテライト化する場合に限らない配置基準の弾力化について検討を求めるものである。

重点項目27、指定介護老人福祉施設における栄養士又は管理栄養士の配置基準等の緩和を求める提案である。このうち、指定介護老人福祉施設における栄養士又は管理栄養士の配置基準の見直しについてであるが、関係府省庁からの1次ヒアリングでは、栄養士等については非常勤でも配置が可能であること、入所定員が40人以下の施設では栄養士等の必置を求めない特例が認められているが、その定員要件を撤廃又は変更することは適切な栄養管理体制の確保に影響を与えるおそれがあるため、慎重な検討が必要との回答があった。再検討の視点としては、離島・へき地では有資格者自体が極めて少なく、非常勤での配置も難しいこと、ICTの活用による

連携等により栄養管理の質を担保することは可能であることから、栄養士等の配置基準を参酌化することについて検討を求めるものである。

次に、指定介護老人福祉施設における介護支援専門員の常勤専従要件の見直しについてである。常勤要件の見直しについて、関係府省庁からの1次ヒアリングでは、入所者の処遇への影響や公正・中立性の懸念、ケアマネジメントの質の確保の観点から慎重な検討が必要との回答があった。再検討の視点としては、離島・へき地において地域の実情に応じた柔軟なサービス提供を可能とする観点から、介護支援専門員の配置基準を参酌化すること、現行制度では介護支援専門員は同一事業所内での他の職務への従事が認められているところ、同一敷地内の指定短期入所生活介護事業所での勤務についても認めること等について検討を求めるものである。

重点項目の28、市区町村が介護認定の訪問調査を委託する際の指定居宅介護支援事業者等に係る資格要件の緩和を求める提案である。関係府省庁からの1次ヒアリングでは、指定居宅介護支援事業者等に委託する場合には、中立・公正性を確保する観点も踏まえ、介護支援専門員であり、都道府県又は指定都市が実施する研修を修了した者が認定調査を行うこととしているが、保険者の負担軽減等の観点も踏まえ、必要な検討を行うとの回答があった。再検討の視点として、資格要件が緩和されている指定市町村事務受託法人の調査員については研修等の取組により質が担保されていること、市町村が直営で調査を行う場合には調査員の資格要件がないこと、指定居宅介護支援事業者等については指定要件や指導・監督により、個人の調査員については秘密保持義務等の規定により中立性・公正性が確保されていること等を踏まえ、介護認定の委託における指定居宅介護支援事業者等に係る資格要件の緩和について検討を求めるものである。

大きな項目の3つ目、強い地域経済の構築に関する事項である。

重点項目30、PPPの一種であるLABV方式を活用した公営住宅の建替への公営住宅建替事業の適用拡大等を求める提案である。関係府省庁からの1次ヒアリングでは、公営住宅建替事業にLABV方式を含めることについて、事業スキームや建築物の権利関係等を踏まえ、公営住宅建替事業と同等程度の公共性が認められるか等の観点から慎重な検討が必要であり、また、BOT方式と同等程度の補助率の適用についても同様に慎重な検討が必要であるとの回答があった。再検討の視点としては、明渡請求権を認めるに足る公共性を担保するために必要となる具体的条件及び補助対象・補助率をBOT方式と同等とするための条件について検討を求めるものである。

最後に、昨年から継続して検討している事項である。

重点項目34、診療報酬や障害者自立支援給付費国庫負担金等の返還金に係る市町村負担の取扱いの見直しを求める提案である。関係府省庁からの1次ヒアリングでは、当該返還金に係る返還請求等の実態調査結果が報告された。また、その調査結果を踏まえ、関係府省庁との協議の上、対応を検討していくとの回答があった。再検討の視点としては、徴収困難となった返還金に係る費用負担責任を市町村のみに負わせることは不合理であること、当該調査結果から対応の必要性が高いことが明らかになったことから、財務省を含む関係府省庁と速やかに協議を実施し、必要な措置について検討し、2次ヒアリングにおいて具体的な対応方針を示すことを求めるものである。

重点項目35、特別支援教育就学奨励費等の支給対象となる保護者の要件の見直しを求める提案である。関係府省庁からの1次ヒアリングでは、自治体に対して行った実態調査の回答を踏まえ、特別支援教育就学奨励費、要保護児童生徒援助費補助金のいずれも、予算補助において、保護者以外の方から申請があった場合も、実態として親権を行使しており、就学に要する経費を負担している者が支給を受けることができるよう対応するとの回答があった。再検討の視点としては、当該予算補助での支給は来年度から実施していただくよう、また、地方の一般財源により措置されている準要保護者への就学援助についても、今般の制度改正の内容を自治体に周知し、自治体が適切に判断・対応できるよう万全を期していただくよう、検討を求めるものである。

重点項目36、社会保険が同月得喪となった場合の健康保険料の算定方法の見直しを求める提案である。関係府省庁からの1次ヒアリングでは、保険者を対象とした調査の結果とそれに対する意見について報告され、令和8年度中に結論を出すために、引き続きベンダーと事業者に対して調査を行うとの回答があった。再検討の視点としては、保険者側の観点からの検討だけでなく、同月得喪に該当する被保険者が二重に保険料を徴収されている現状を解消する観点からの検討を求めるものである。

以上が主な再検討の視点である。

本日、事務局から関係府省庁への再検討要請を行う際に、提案団体等からの見解とともにこれを関係府省庁に示す予定である。

なお、重点項目も含め、内閣府と関係府省庁との間で調整を行う324件の提案の内容等は参考資料として配付させていただいている。

(市川座長) 事務局からの説明等に関して、御意見、御質問等のある方は御発言いただきたい。

(山下議員) 特に再検討の視点について、後押しする形で2つほどコメントする。

重点項目13、マイナンバーカードの発行事務の広域化に関して、先般、書面でコメントを出させていただいたが、総務省の回答の中に、オペレーションの負荷が多くなるという消極的な視点の引用として私のコメントが入っていたが、ここは誤解されているため申し上げたい。

前は、申請手続きが市町村に限らず都道府県でも申請可能とするという要望として書面提出した。そのままマニュアルの手続になるとオペレーションそのものが複雑になるため、BPRを十分行い、窓口を増やすだけではなく、負担軽減を並行すべきという趣旨で記載したが、前半部分だけ切り取られてしまった。

再検討の視点のとおり、パスポート発給が前例となっており、地方公共団体情報システム機構に事務を集約するなどの考え方があるため、負担増を理由に見送るのではなく、BPRによる集約化・効率化という前提で制度設計をお願いしたい。

また、重点項目14、地球温暖化対策推進法によって、中核市未満の小規模市町村でもいわゆる実行計画の努力義務が設定されており、これを廃止して進めたいという提案である。私は、日本気候リーダーズ・パートナーシップの代表理事を務めており、先月、長野県の阿部知事と包括連携協定を結ぶことにした。小規模の市町村においては、気候変動対策は産業構造の変革に近く、これを単独で計画する専門人材や予算を確保するのは相当難しい。

実際の現場での活動は住民や地元事業者が直接向き合わないといけなため、広域戦略は都道府県が描き、それを基礎自治体の実行を担う関係、正に専門部会からの主な再検討の視点において示されているように、小規模自治体における計画策定の廃止をしながら都道府県と市町村の適切な役割分担をすることが、非常に大切である。専門能力がない小規模自治体に計画の早期策定を求めるあまり、実行が遅れるということを懸念した。

(三木議員) 市長会代表の三木です。

専門職の不足や、フォローアップについて継続して検討していただくことは大変有り難い。

また、自治体には積極的なところと消極的なところがあるので、まとまらないという話があったが、各自治体にあった対応をすること自体が地方自治の本旨だと思っている。そういう面では、それぞれの地方自治に合った地方分権を進めるのも、一括して進めるのとは違った一つの方法だと思った。

今度、地方分権改革シンポジウムで全国市長会行政委員会の委員長の池田都城市長から御講演があるが、須坂市の職員だけでなく、長野県内の市町村長や職員にも声をかけて、参加していくことが大事だと思った。まず自分たちの課題に気が付くことから解決策が生まれるのではないかなと思った。

また、再検討の視点にも書いているが、実際問題として市町村で計画を作るのは非常に難しい。産業構造を

見ると、二酸化炭素の発生源はほとんどの外部のもので、市町村ができることは極めて限られている。大元は県でやっていただき、市町村は自ら本当に影響のあるところについて対応していくとした方が、直接的な解決になるのではないかと思います。

毎回お願いしている重点項目34について、一部自治体が大変苦勞しており、継続的に取り組んでいただきたい。最近是非常に多くの自治体でまとまって意見を出していただいております、極めて大事な問題だと思っている。これ自体を見直すことが国と地方との在り方の見直しにもなり、この見直しによって各府省庁への自治体の信頼関係の増幅にもつながると思っている。

また、クマ対策について、当市では人口5万弱の中でクマ対策の職員は1人であるが、専任ではない。是非専門職のオンラインでの研修等も実施していただきたい。

このように様々な課題に取り組んでいただくことが本来の地方分権への一歩だと感じている。
(後藤議員) 意見が4点ある。

1点目は、重点項目34である。三木議員の御意見に強く賛同するところであり、自治体の側に立った方向性が出せることを強く望んでいる。

2点目は、重点項目20、都道府県労働委員会の委員の任期見直しについてである。委員を3期務めさせていただいているので、事情を知る者として発言させていただく。

専門部会のコメントに、再任実態を踏まえると、2年の任期は短過ぎるであるとか、再任を当然の前提とする制度設計は不適切ではないか、あるいは、自治事務なので任期を条例に委任するという選択肢があり得るのではないかという意見があり、それらに同意する。労働委員会の業務は労働審判の場合と異なり、行政審査の経験が全くない方が委員になるケースが多いため、2年の任期で専門性を養うことは難しい。せめて3年から6年くらいの期間務めないとよく分からないというのが実態だと思う。

労働委員会の委員数については、条例で13人、11人、9人、5人から選べるような形になっている。委員数のように、任期についてもある程度条例で決められるようにしていただくのがよろしいのではないかと思います。

3点目は、資料2の形式についてである。概要が把握しやすい形で情報提供いただきたい。

例年、夏の合同会議で重点事項に係る関係府省庁からの1次回答及び主な再検討の視点を御報告いただいている。資料2には、1次回答やそれに対する見解がほとんど原文のまま記されており、資料的価値はあると思うが、要するにどのような回答がなされたのか、どのような返答をするつもりなのかを把握しにくい。現状把握に脳のキャパシティが割かれてしまい、建設的な議論が難しくなってしまう。

例えば、原文が書かれている資料は参考資料として添付する形に留めていただき、会議資料としては、提案ごとに1次回答が自治体に寄り添ったような回答なのか、そうでないのかというのを赤、黄、青の信号機の色のように示していただくのはいかがか。また、再検討の視点についても、方向性が分かるような資料を作っていただきたい。さらに、資料冒頭に全体の概要を付けて、テーマ別とか府省庁別に前進傾向の回答が多いのか、あるいはそうではないのかが分かるようにしていただくと、どこに難しさがあるのかが分かる。国民にとっても、行政の透明性や、政策の納得度の向上ということにつながる。是非御一考いただきたい。

4点目、前回会議のときに、普通交付税算定事務における基礎数値の報告に係る運用の見直しについて御紹介いただき、当該提案については提案募集の対象外とするが、地方自治体の意見申出制度が交付税の制度にあるということだった。

他方、同様の提案を20年ほど前から国に上げているが、聞き入れていただけないという声が届いている。もし今回、これを契機に地方交付税に基づく制度で意見を反映していただけたら有り難いが、それがかなわなかった場合には、こちらの提案募集制度で規制緩和要求として受け止めるという余地を残していただければと思う。

(勢一部会長代理) 私からは、2つの提案について触れたいと思う。

今回議論をして、DXの標準化と人口減少によるマンパワーの制約の状況がある中で、事務処理の効率化や省力化だけではなく、政策効果の最適化という観点からも国の側でも制度検討をしていただくということが非常に大事だと思った。

そういう点で、クマ対策に係る重点項目10である。鳥獣保護管理と鳥獣被害対策はそれぞれ別の法律で、所管省も異なっている。計画策定もそれぞれの法律に基づき、各法律の下で施策も展開されているが、これを現場の努力で解消するのではなく、法制度の側が両方の協調に向けて整理し、場合によっては法改正もしていただく形で議論をお願いしたいと思った。

もう一つは重点項目19、不動産登記事務でのマイナンバーの活用情報連携の提案である。法務省の最初の意見として、現状では不動産登記事務にマイナンバーを使う必要に乏しいので利用していないという回答だった。他方で、総務省ではマイナンバーの活用が市町村事務の負担軽減に資するという認識が示された。国側でも認識や意見が異なっており、今回の提案を通じて、関係府省庁の共通認識が得られたと理解している。したがって、国側でこの提案のような視点を持って、制度全体としての最適化を今後御検討いただけると有り難い。

(村木議員) 重点項目14について、私は専門が都市計画であるので、この状況を見てみると、都市構造とか産業構造による違いが相当あり、1つの県内でも行政体によって対応の仕方は異なると認識している。そうすると、県で行うべき内容と市町村で行うこと自体の政策内容の相違などがあるように思っており、都道府県と市町村の役割分担の明確化を考えていくことが大事ではないかと思った。市町村に専門職が少ないことは重々理解しているが、市町村として最低限対応しなければならないことが何なのか、最低限やらなければならない計画策定は何なのかなど、明確化と見直しを行い、努力義務の廃止は行わない方がよいのではないかと思った。

(沼尾議員) 関係府省庁では、それぞれの政策理念や目標に基づいて一定の仕組みを作っているが、自治体の現場では職員数の減少や限られた財源の中で、実態としてうまく回らなくなっている。その課題を国、都道府県、市町村がそれぞれ共有すべきである。

ただ、関係府省庁からの1次回答を見ると、政策理念とか目標を達成するといった責任感からの回答になっている。一方、自治体の現場では、これではうまくいかない、厳しいというところからの提案であり、そこをどのように折り合いをつけて検討していくのが大切なのだと思う。

クマ対策等でオンラインでの研修の話や、情報を共有するような話も出ていたが、国と地方の協議の場等が実効性を持つ形で動いていくことも大事だと思うし、それぞれの立場の方が提案募集方式を通じて情報共有しながら議論できる場を作っていくことが非常に大切だという意見を持った。

事務局には、今回の会議資料をまとめるに当たり、政策目標や理念と現場実態の調整に関して、どこが国でのボトルネックになっているのかとか、それを見直すに当たり、提案募集方式として何か工夫できる点があればと思うところがあるので、その辺りを伺いたい。

(大橋議員) 国、都道府県、市町村の役割分担の在り方が問われるケースが目立っている。例えば、クマに関する事案では、都道府県の役割が問題となった。重点項目14の地球温暖化対策のケースでも、都道府県の役割の在り方が問われていた。また、国の役割との関係では、重点項目7の特定商取引法における複数の都道府県における消費者被害事案の国の対応の在り方が問われており、これらのケースのベースには、自治体、特に市町村が悲鳴を上げていることがあると思われる。国、都道府県、市町村、さらには民間主体などの適切な役割分担の在り方が注目されるテーマとしてあると思った。

各府省庁との交渉プロセスでは、市町村の事務負担の重さに各府省庁が鈍感であるように思われたケースもあった。どれだけ厳しい状況に自治体、特に市町村が置かれているかについて、しっかり伝えていきたいと思った。

(谷口議員) 分権を進めることでより地域経済を発達させていくことについて、せっかく官民連携が進められる部分があるのに、結局、公であれば民の部分が制約され、民であれば公の部分が制約される。関係府省庁のもとの枠組みが変わっていないため、せっかくの推進や地域活性の障壁になっているという印象があった。

例えば重点項目30は、官民連携の枠組みを利用した公営住宅の取組の問題なのだが、その枠組みゆえに公的な支援を導入するのは難しいという回答があった。また重点項目32は、農林水産物の輸出証明書発行業務の民間委託だが、発行主体が大臣又は知事である限り、主体を委託することは難しいという環境省の回答であった。このようなことも人手不足の中、名目的な発行主体が公であれ民間に業務委託することは避けられない流れだとも思う。昨今では国が決めた様々な枠組みに対して、実施責任が自治体に負わされていることに対する自治体の不満は非常に大きくなっている。官民連携ではそのような障壁を低くしていくという推進の姿勢が大事だと思った。

(足立議員) 例えば、年金事務について住民に身近な窓口機能と専門性の高い事務をどのように分担するのか。また、専門人材の不足を踏まえた都道府県と市町村の役割の見直し。さらには、小規模自治体の計画策定や広域連携や共同実施をどう進めるのか。それぞれ一見異なる制度や分野にも課題が見えても、そこには共通する問題があるかと思う。具体的には人口減少、人材不足が進む中で、これまでの行政の担い方を前提とした制度をこのまま維持できるのかというのが論点になると思った。

そのため、一時的な個別の課題としての対応と、人口減少社会に共通する構造的な課題を分けて進めていきたいと思った。制度上、不整合や運用上の課題であれば、通知や交付要綱の見直し、あるいは予算措置によって比較的早期に改善できる。一方で、人材不足や専門人材の偏在、並びに人口減少による行政能力の低下になると、今後も続く構造的な課題になるかと思う。こうした課題に対して、その都度の特例や補助制度を積み重ねてしまうと、結果として制度が複雑になってしまい、逆に現場が負担になると思う。

現在、地方分権改革は現場から寄せられる個別の支障事例を一つ一つ改善していくという仕組みであるが、人口減少や人材不足といった構造的な変化に対して、果たして大きな成果になっているのかが若干疑問である。幾ら個別の案件で対応が進んだとしても、制度全体の仕組みを見直すような状況であるならば、際限がない状況である。そのため、人口減少という避けることができない環境に対して、行政システムの再設計や改革のトリガーを考えていく節目になってきているのではないか。

したがって、重要なのは個々の事務を減らすことに加え、行政の担い方そのもの、人口減少時代に対してのふさわしい形の再設計の視点も重要である。

例えば1つ目として、国、都道府県、市町村の役割分担を固定的に考えるのではなく、地域の実情や行政能力に応じて柔軟に直せる仕組みを作っていただきたい。そのため、専門人材が不足する分野には広域連携や共同化を進めることが必要であり、DXを活用して行政事務の標準化・効率化を図ることによって、持続可能な形へ転換していただきたい。

2つ目、地方分権改革の成果については、人口減少や人材不足、災害の中で、権限移譲や手続見直しの件数だけでなく、必要な住民サービスを安定して提供する行政システムが、評価の指標として重要になる。

3つ目、権限移譲や義務付け・枠付けの見直しについて、今後も人口減少社会に適応したシステムを再設計という視点で、改革の柱を超えていくような視点が必要である。

この3点については、地方分権改革を分権の量を競う改革から、行政の持続可能性まで高めていただきたい。(伊藤議員) 今回の提案募集では、国、都道府県、市町村の役割分担、特に現場である市町村の事務負担が大きい中で、その役割分担をどう再構築するかという提案が非常に多く寄せられている。

この点については、私も委員として参加している第34次地方制度調査会において、より大きな方向性を検討

することになっている。今年の提案についても、議論の際に参考になるので、こちらの情報をより大きな文脈で捉えることも必要なのではないかと考えている。

例えば、重点項目20の都道府県労働委員会の任期の見直しや、重点項目26の看護師学校養成所の専任教員配置基準の緩和など、現場で不合理に感じている従来通りの基準を見直していくということについても依然として重要だということを再確認した。

最後に、先ほど沼尾議員から府省庁の政策理念と現場の負担感との間でどのように情報共有が試みられているのかという事務局への質問について、後ほど事務局から御回答いただくと思うが、私が見た感覚からすると、各府省庁でも、政策課題を検討するときに、検討会やワーキンググループなどを設置して、自治体の代表も加わり議論している。ただ、大体加わるのは非常によくできているあるいは先進的な自治体であり、困っている自治体はその場に参加しないため、意見が酌み取られない傾向がある。各府省庁は自治体の代表がきちんと参加していると言うが、支障を感じている自治体の問題を提起しており、認識のずれにつながっている部分があると思う。

(高橋座長代理) この数年、地方分権改革の仕事は、第一次地方分権改革以来、ある程度分権化された我が国のガバナンスシステムを縮小社会に入った現実はどうやって適用させていくかという作業なのではないかと思う。ただ、日本のガバナンスシステムを現実に応用させていく中で、各府省庁のみのレベルで制度設計をお願いしているとうまくいかず、適切な方向に行かない現実がある。その中で我々の仕事は非常に大きな意味を持っているのではないかと考えている。

例えば、重点項目4の耐震証明の発行などについて、軽減要件がかなり複雑であるので、耐震証明を取っても要件に適合しないというので認められないとか、税務署で相談すべきところ、自治体に相談が来て非常に負担になっている。さらには、実際に調査していただきたいという、実践不可能なハードルが課されている。こういうものについて、従来どおりの発想を維持しがちな各府省庁に対し、再検討をお願いするというのは大きな意味があるのではないかと思う。

例えば、重点項目26の看護師学校養成所の専任教員配置基準の要件の緩和について、厚生労働省はサテライト化や合併をすれば専任教員配置基準の要件をクリアできると言っておられるが、サテライトという方向だけで対応しようとする、地域に根差した経営主体がなくなること、結局は効率化の観点からサテライトの廃止の方向に安易に傾きがちになる。このような懸念を踏まえながら、地域の実情に合わせた形で制度設計を見直していただくという方向で各府省庁にお願いする上で、我々の仕事は大きな意味があるのではないかと考えた。

(市川座長) 議論の中で出た質問について、事務局でお答えできるものがあれば、御回答いただきたい。

(橋本室長) 一般的な回答になるが、まず1点目、後藤議員から頂いた様式の御指摘については、議論の過程で何がよいのかというのを部会長、座長と御相談しながら整理させていただきたい。

また、沼尾議員から各府省庁の現場判断、分野ごとにかなり濃淡があるのではないかという御指摘について、私自身もその実感がある。私は地方勤務を4回やっているが、例えば、県にいたときになかなか御縁がない分野もあれば、非常に密接な分野もあったかと思う。例えば、外国人問題で出入国在留管理庁が新たにできているが、今正に密接に現場と合わせられているかという、まだまだこれからだと思っている。何か政策を考えたときに、それが実際に現場で動いているかどうかに関心を持っている部局とそうでない部局に大きく分かれると思う。コロナのときも通知が1,000通くらい出ているのだが、それが実際にワークしているかどうかまではフォローし切れないというような問題もあったと認識している。

そういう意味で言うと、足立議員におっしゃっていただいたが、人口減少に伴う構造的な問題と、今までの

支障事例を踏まえ、共通する課題や論点を整理していくアプローチと別の整理が要るのかなというのは、お伺いして思っており、また、伊藤議員からもあったが、地方制度調査会で町村の事務執行能力をどう考えるか、水平的な補完から垂直的な補完をどう考えるかという大きなテーマもある。一方で、政策目的を持っている府省庁と、実施主体であることが期待される県、市町村とが同じ土俵で議論できることが重要だという御指摘だと思う。

いずれも今後の地方分権改革の進め方に関わる大きな御指摘を頂いたと思っており、今後とも座長、部会長と御相談しながら、よりよくワークする仕組み、今までどおりに限らず、新しいチャレンジも検討していきたいと思うので、引き続きの御指導をよろしくお願いする。

3 続いて、議題（２）「その他」に関して、平賀内閣府地方分権改革推進室参事官から説明が行われた後、閉会した。

（平賀参事官）資料４、次回の地方分権改革シンポジウムについては、11月中旬に開催予定となっており、現時点で決まっているプログラムの内容を記載している。講演者については、都城市の池田市長と東京大学の牧原教授の２名が決まっており、提案募集の成果事例については、現在参加団体を調整中である。

なお、シンポジウムは平成29年以降は３月に開催していたが、前回開催した際のアンケート結果では、提案募集のサイクルとの関係で提案募集の前に開催してほしい、地方議会の開催時期を避けてほしいといった回答が一定数あったことを踏まえ、11月の開催とさせていただいた次第である。

（以上）

（文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり）